企画総務委員会記録

- 1 日 時 平成30年3月2日(金) 午前 9時58分 開会 午前 11時35分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 伊藤謙司 副委員長 小野辰夫 委 員 神 多 委 員 野 恭 太 田 嘉一 委 員 大 條 雅久 委 員 藤原 雅彦 委 員 近 藤 司
- 4 欠 席 委 員 なし
- 5 説明のため出席した者
 - ・副市長 寺田政則
 - 企画部

lon P					ta⇔ t
部長	原	一之	総括次長(別子銅山文化遺産課長)	秦 野	親史
総合政策課長	亀 井	利 行	財政課長	河 端	晋 治
地方創生推進室長	藤田	康	国体推進室長	佐 薙	博 幸
総合政策課主幹	上 野	壮 行			
• 選挙管理委員会事務局					
事務局長	櫻 木	俊 彰			
• 総務部					
部長	多田羅	弘	総括次長(契約課長)	曽我部	信也
次長(人事課長)	神 野	賢 一	収税課長	白 石	勝 彦
人事課主幹	竹 林	栄 一	収税課主幹	伊 藤	博
・消防本部					
消防長	藤田	秀 喜	総括次長(総務警防課長)	毛利	弘

通信指令課長

予防課主幹

佳 夫

雅彦

藤田

中川

裕二

宏之

髙 橋

村上

• 建設部

総務警防課主幹

予防課長

総括次長(建築住宅課長) 高須賀 健二

- 6 議会事務局職員出席者
 - 次 長 原 正夫 主 査 和田 雄介
- 7 本日の会議に付した事件 別紙付託案件表のとおり

- 8 委員外議員議員 岡崎 溥 議員 岩本 和強
- 9 会議の概要
- 開 会 午前 9時58分
- ◎企画部関係(企画部その他関係者)
- ◇議案第 5号 新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- ○亀井総合政策課長:説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時02分/ 再開 午前10時04分

- ◎総務部関係 (総務部その他関係者)
- ◇議案第 6号 新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ○神野総務部次長(人事課長):説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

- ◇議案第 7号 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- ○白石収税課長:説明

- ●藤原委員:いままで新居浜市内で、前納報奨金は何件あったのか。
- ○白石収税課長:去年、納税通知者を発送した納税義務者数4万8,701件に対し、前納報奨金利用納付者数は2万6,489件あり、納税義務者の54.39%である。なお、額については、総額99億780万8,745円に対し、36億1,287万5,100円で、収入額の36.46%である。
- ●大條委員:去年とは何年度のことか。

- ○白石収税課長:平成28年度のことである。
- ●大條委員:99億、36億は、何を意味しているのか。
- ○白石収税課長:固定資産税の総額、平成28年度の最終現年度課税分が99億ということである。36 億は、前納報奨金を利用して、全期前納された方の総額である。
- ●大條委員:前納報奨金の総額、件数で割った平均額はいくらか。
- ○白石収税課長:前納報奨金の総額は、2,425万5,520円である。
- ○曽我部総務部総括次長(契約課長):件数で割った平均は、約915円である。
- ●大條委員:藤原委員が質疑した中で出た数字の36%というのは、全体の中で36%の納税者の方が利用されているということか。
- ○白石収税課長:額でいうと36.46%で、納税義務者数でいうと54.39%である。
- ●大條委員:54%の納税者が利用して、平均915円報奨金を受け取っているが、最低額と最高額はおいくらになるのか。
- ○白石収税課長:最低額は120円で、制度上、最高上限は5,000円であり、計算して5,000円以上でも5,000円になる。

< 討 論 >

●大條委員:今回、前納報奨金をやめることに対しては、時代の趨勢だと思うので、賛成の立場だが、 今日聞いた廃止の理由の中に、コンビニ収納の活用のためという部分があったが、それについては承 服できない。世間の金利の情勢、厳しい税収の中で、平均一人915円ということであり、市民の方に 事情を伝えて理解いただく努力していただきたいと思うが、その中にコンビニ収納を入れるのはお門 違いである。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時16分/ 再開 午前10時18分

◇議案第39号 工事請負契約について

- ○曽我部総務部総括次長(契約課長):説明(契約内容)
- ○高須賀建設部総括次長(建築住宅課長):説明(工事概要)

- ●大條委員:入札で日本電気株式会社松山支店が辞退しているが、理由はあるか。
- ○曽我部総務部総括次長(契約課長):今回、事前審査型の一般競争入札であるので、開札をする前に一度、その入札者に参加資格があるかどうかの事前審査を行った。その際には、日本電気株式会社

松山支店も応札する意欲があるということで、各種申請書類をもらい、審査をして参加資格ありということで返事をしたが、当日の開札には応札しなかったので、電子入札であるため自動的に辞退という扱いになった。特に辞退した事情については聞いていない。

- ●大條委員:現在の通信指令システムの施工業者はどこか。また工事の内容が整備となっているが、 サイレンとか気象観測装置もそっくり新規になるということなのか。従来のもので使えるものは使う のか。
- ○高橋通信指令課長:サイレン吹鳴装置は全体的に新しく整備する。また、新しく2分団に新設を考えている。気象観測装置については、現在の位置でそのまま更新整備する予定である。現在の通信指令システムは、今回の契約先と同じく、株式会社日立製作所である。
- ●伊藤謙司委員長:新しい2分団はどこか。
- ○高橋通信指令課長:泉川分団及び角野分団を予定している。以前から分団からの要望があり、それで2分団の増設ということになる。角野、泉川については、詰所が分かれているので、詰所のある分団について、増設するということになっている。
- ●大條委員:同じ株式会社日立製作所が新しく工事することであるが、前回は、何年前に工事したのか。そっくり入れ替えないといけないのかどうか、本体も含めて、もう少し詳しく教えてもらいたい。 更新というのは、新しくするということなのか、部分的に部品を替えるとか、サイレンのポールは使うが、鳴る本体は新しくするとか、全部新しくやり替えるのかということがわからない。
- ○高橋通信指令課長:日立製作所が元請であるが、サイレン吹鳴装置は、阪国電機株式会社という別会社に発注している。その製品を使うと、現在のものを使用しながら併用で移行できる利点があるので、同社のサイレンを今回も使うことになっている。部分的な更新としては、分団詰所の屋上にあるものについては、土台、基礎はそのまま使うが、その上に新しいサイレン機器を据え替える。スピーカー・吹鳴部分については、すべて新しくする。配線については、以前の設置から12年経っているので、全部更新する計画である。
- ●伊藤謙司委員長:指令装置については、使えるものは使うのか。
- ○高橋通信指令課長:指令台についても、そのまま更新する。指令台、そのものについては、12年が経過しており、10年を超えたものに関しては更新するという計画を立てて逐次やってきており、その計画の中で、更新整備していきたい。
- ●大條委員:技術的、内容的には、株式会社日立製作所でなくても、ほかのメーカーに変わっても問題はなかったが、入札の結果、同じ業者になったということか。
- ○高橋通信指令課長:そうである。
- ●太田委員:入札の様子は出ていないので、よくわからないが、予定価格の設定はしているのか。 ○曽我部総務部総括次長(契約課長):当然行っている。予定価格は、税込みで7億794万円が今回 の工事の予定価格である。

- ●太田委員:気象観測装置の管理は、別に気象庁がするようになるのか。
- ○毛利消防本部総括次長(総務警防課長): 気象観測装置のメンテナンスについては、雨量計などの市民の方に公開する場合は、5年に一度、更新しなければならないと法的に決まっており、それ以外にも、毎年2回ほど、メーカーに発注してメンテナンスを行っている。気象庁とは、全く別物のシステムになる。
- ●近藤委員:吹鳴装置について、市内全部の分団が入っていないが、入っていない分団についてはどういうことになるのか。
- ○高橋通信指令課長:現在ある分団については、すべて新しく更新して整備をする。分団といままで やりとりした中で、ふくそう等があるので、増設すると音が共鳴して聞こえないという所もあったの で、吹鳴装置が欲しいという要望があった角野、泉川については、増設させていただく計画である。
- ●近藤委員:別子山あたりが入っていないが、対応はどうなるのか。
- ○高橋通信指令課長:別子山については、今、防災行政無線のサイレン吹鳴装置がついており、現在の詰所は、2か所にしか付いていないが、防災行政無線のサイレンを併用して使い、新たにサイレンを更新することを取りやめて経費の削減を図っている。
- ●近藤委員:工期が平成31年12月6日となっているが、新しいシステムの使用可能時期は、いつ頃になるのか。また実際することになった場合にそのシステムの管理とかメンテナンスとかは整備工事業者と契約するのか。契約するこということになれば、年間契約になるのか、どれくらいの管理経費がかかるのか教えてもらいたい。
- ○高橋通信指令課長:運用開始時期については、平成31年の秋口を計画している。事前の引き渡しまでの間に、機器のテスト及び教育期間を2か月ないし、3か月は設けて、職員に慣れ、経験をさせたいと考えている。現在、運用しているデジタル無線についても移設するので、その部分についても、119出動に関して支障ないように進めていきたいと計画している。メンテナンスについては、設計仕様に、事業費の5%以下ということにしており、実際のメンテナンスは、受注業者以外ができないということがあるので、受注業者と契約後、1年間瑕疵担保期間があるので、その間を含めて内容等を精査して契約を進めていきたい。
- ●近藤委員: 先ほどの説明では、工期は12月までなのに、秋には運用を開始するということであるが、 どうして工期の終了前に運用を開始するのか。
- ○高橋通信指令課長: テスト期間を設けて、早く運用ができるような形で契約した後、もし、その後、何かミスがあるということも踏まえて、秋口に運用できるように業者には話している。
- ●伊藤謙司委員長:メンテナンス経費であるが、事業費の5%以下ということであれば、約2,800万円以下ということでいいのか。
- ○高橋通信指令課長:そうである。全体的に現状の通信指令システムのメンテナンス契約等を全国的に調査しており、高いところでは8%、9%もあったが、目安としてその数字を挙げた。いままで各委員会等でも質疑があったように、安く入れて、保守経費で高くとるということを繰り返してきて、そういうことではだめだろうという指摘もあったので、あえて今回の設計仕様にそういう形で数字を

入れた。

- ●藤原委員:今現在の通信指令システムの管理の経費はいくらか。
- ○高橋通信指令課長:現状のシステムに関しては、約1,000万円である。
- ●神野委員:高機能消防通信指令システムということで、現在使っているシステムと大きく何が変わるのか。システムなので、ソフト面の金額が大きいと思うが、ソフト面でいくら、ハード面でいくらとある程度金額はわかるのか。
- ○高橋通信指令課長:今回新しく入るシステムについては、119受信等の内容を手書きで入力できる手書き入力装置を新しく導入する。通信指令課員が入電した内容をそのまま救急隊員、消防隊員の車両に送れるようになるというシステムである。あと高所監視カメラを設置して、新しくできる防災拠点施設から高所監視ができ、燃え上がっている場合であれば、そのカメラで見ればすぐわかるので、すぐサイレンを吹鳴して、消防団員に早く知らせることが可能になる。3つ目としては、無線受信時、いままでは無線を操作する時に、手でやるとか、ボタンを押さなくてはできなかったものについて、フットスイッチを導入する。足で無線が操作できるので、ハンズフリーとなり、手で書きながら、作業を続けられる。今回、平成27年に愛媛県から高圧ガス規制法等の権限移譲があり、その機器システム等を事務処理ができるように、新しく保安3法というものを取り入れた消防情報通信支援システムを充実させたというのが主な新しく導入される内容である。
- ○曽我部総務部総括次長(契約課長):設計書の内訳を言うと、税抜きで設計金額の総額が6億5,550万円であるが、その内、機器費が6億1,760万4,000円で、総額の94.2%が機器費、いわゆる今回導入する機械類である。機械製作費がほとんどである。さきほど神野委員が言ったように当然ソフトがなくて動かなかったら、全く意味がないので、機器費の中にソフトも入っている。
- ●大條委員:契約は税抜きで5億1,750万円であるが、6億とはどこから出てくるのか。
- ○曽我部総務部総括次長(契約課長):今回の入札に関しては、株式会社日立製作所の入札額が5億1,750万円で、予定価格の78.95%ということで、低入札である。機器費については、株式会社日立製作所は設計金額の76.1%に当たる4億7,000万円という金額を入札の内訳として出してきた。先ほどの6億というのは、当初の予定価格の中の機器費だけの金額が設計金額の94%、6億1,760万4,000円である。税抜きの額である。
- ●神野委員:地元の下請け業者をしっかり使っていただきたい。なかなか人がいない状況かもしれないが、今回入札の時に、地元の下請け業者を使用する条件はつけたのか。
- ○曽我部総務部総括次長(契約課長):今回の契約は機械製作がほとんどで、株式会社日立製作所にも聞き取りしたが、機械製作はすべて東京の自社で行うということで、工事自体も、出来上がった機械を搬入して、据え付けして接続して機能調整するということで、今回の工事に関しては地元の方とは非常に難しい。聞き取りの中で、メンテナンスとか当然、株式会社日立製作所なので、系列の保守会社もついているが、市内在住のしっかりした業者に対しても、協力体制ができるかどうか、今後検討するという返事をいただいた。今回のシステムの中に、ハートネットワークの部分があるので、額が小さいかもしれないが、市内業者が全く関係ないことはない。

- ●藤原委員:今回、こういう形で議案書が出てきて、工事内容と入札価格しかない。先ほど各委員から質疑あったが、ハード面がいくらだとか、次、こういう形で出すときにはもうちょっと詳しい資料できたらほしい。工事費の内訳とか。
- ○曽我部総務部総括次長(契約課長):議案では無理があるので、参考資料的なものでご理解いただく。
- ●太田委員:入札のことで、最低制限価格の設定は、80%くらいでしていたのか。
- ○曽我部総務部総括次長(契約課長):90%である。
- ●太田委員:最低制限価格を設定してそれ以下になっているのに、簡単に許可して落札にしているのは、条件的にどうなのか。最低制限価格を設定したときには、それなりの条件があって設定しているはずだが。
- ○曽我部総務部総括次長(契約課長):今回の工事に関しては、高額なものであるので、最低制限ではなく、低入札調査基準価格を定めており、それが設計金額の90%と設定していた。今回は機器費がほとんどで、他市、県の入札の仕方を参考にして、大部分を占める機器費について、安かろう悪かろうでは困るので、事前に事業担当課や建築住宅課とも相談して、県の基準に沿って、機器費に関して、失格基準を69%という額をあらかじめ設定した。これを切ったら、即失格とした。株式会社日立製作所に関して、今回の入札の内訳は失格基準の約4億2,600万円を上回る4億7,000万円という額を入れてきたので、76%で基準をクリアしていることで、有効な入札とした。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時45分/ 再開 午前10時46分

◇議案第 8号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○藤田予防課長:説明

- ●大條委員:ほとんどの項目では金額が上がっているが、下がっているのもある。違いに理由があるのか。
- ○藤田予防課長:特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可の申請に対する審査に係る手数料については、 人件費単価及び物価水準の変動、審査所要時間の増加等により引き上げられ、算定基礎となる人件費 単価が減少し、現行の単価と積算上の単価との乖離が大きくなった高圧ガス保安法及び液化石油ガス の保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る手数料は引き下げられた。
- ●大條委員:今、計画が発表されて工事が近々に始まるLNG基地に対応するための条文整備は必要

ないのか。

○藤田予防課長:LNG基地については、具体的な話はまだないが、適用法令がガス事業法で、高圧ガス施設についても、ガス事業法が優先されるため、条例改正等は考えていない。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

- ◇議案第20号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ○毛利消防本部総括次長(総務警防課長):説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時59分/ 再開 午前11時09分

- ◎予算議案(企画部その他関係者)
- ◇議案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第6号)
- ○河端財政課長:説明

- ●近藤委員:38ページの国民体育大会開催対策費で、9,460万3,000円という非常に大きな金額が減額されているが、どういう理由か。
- ○佐薙国体推進室長:一番大きな原因は、各会場の設営業務を競争入札したことによる入札減と、選手、監督や観客のためにバス借り上げの予算をとっていたが、足りなくなってもいけないので、最大限とっていた。9月に入って、来会調査等でバスの数を精査して、バスの台数を減らしたことが大きな理由である。
- ●近藤委員:6ページの消防施設耐震補強対策事業として、8,504万1,000円繰り越されており、先ほどの説明では、工事ができていないとのことであるが、何箇所予定があって、どこが工事できていないのか。
- ○毛利消防本部総括次長(総務警防課長):当初予算については、金子西分団、多喜浜分団、新居浜西分団、泉川分団、神郷分団の5か所を予定していた。その後、計画変更によって、金子西分団、多喜浜分団、新居浜西分団、泉川分団の4分団になっている。神郷分団については、来年度予算の予定と

なっている。繰り越した理由としては、工事の入札が不調になった分団のほか、工事に取りかかると、 木材の腐食等による変更があって、工事が延伸したための繰越である。現在、4分団工事中であって、 すべて完了していない。来年度の4月及び5月に完了予定である。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第40号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)

○河端財政課長:説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時28分/ 再開 午前11時29分

◎請願・陳情関係

◇陳情第1号 新居浜市のロゴの使用中止について

< 意 見 · 討 論 >

- ●大條委員:この陳情に関しては、不採択が適当と思う。理由は、読ませていただいて非常に熱心に理由を書いており、気持ちはおもんぱからないことはないが、Hello! NEWというロゴが発表されたときに、東京で同じロゴを見かけたという話があり、調べてみると、ロゴの形が違うが、大学と小田急電鉄がHello! NEWというロゴを使っている。英語として不適当であるという指摘はそうなんだろうと思うが、広告というのは、文法的に正しいとかいうことではないと理解しており、変わった言葉遣いというのが、逆に言えば、広告業界の中では採用されたりすることがある。窓口の地方創生推進室でもそういう説明は十分されたようだが、あえて市議会に陳情ということである。考え方としては、広告でのインパクトを第一にして採用されたロゴだと思うので、デザインということで理解していただいたらと思う。先日、配付された市政だよりの裏表紙にあったが、住友重機械搬送システム株式会社が大型クレーンにHello! NEWのポスターを超特大で張っていただいている。費用を聞いたら100万円をかけたということもお聞きした。民間企業も協力してスタートしている現状からすると、この陳情は不採択とするのが適当と思う。
- ●小野副委員長:日本語には、和製英語が浸透している。目的としては、いかに市民の皆さんに Hello! NEWを覚えてもらうのが第一だと思う。文法が不適切ということであれば、ミシン、OL、サ

ラリーマンと和製英語がいっぱいはびこっており、それを文法上に持ってきて、相手側に伝えるということは不適切ではないかと思う。いかに相手側に対して、やってもらうか、改革してもらうかということが大事だと思うので、文法的なことはちょっと後回しでいいのではないかと思う。

●神野委員:不採択の立場で発言すると、陳情の内容は、純粋に英語をそのまま訳しているのか、遠回しに行政がこんな奇抜なものを使用するのを反対しているのかどっちの意図があるのか、いまいちつかみきれないことがあるが、読ましてもらうと、新居浜のことをすごく思われているのが伝わるが、Hello! NEWに込められた意図や思いというのが、伝わりきっていないところもあるので、今後もっと力を入れてHello! NEWを全面的に新居浜市民に理解してもらうように活動してもらうことを要望して、不採択でお願いする。

< 採 決 > 賛成するものなく不採択

○ 閉 会 午前 11時35分 閉会

企画総務委員会付託案件表

平成30年3月2日

○ 企 画 音 と 関係 (企画部 その 他関係者)
議案第 5号 新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
○ 総務 音 『 と に に に に と に と に に と に と に と に と に と
議案第 6号 新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号 工事請負契約について
○ 消防 関係 (消防 その 他関係者)
議案第 8号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
○予算議案(企画部その他関係者)
議案第32号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第6号)
第1表 歲入歲出予算補正中 ページ・
歳入 全部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2・20~25
歳出 第 2 款 総務費 ・・・・・・・・・・・・・・ 3 · 26 ~ 29
第1項 総務管理費 5目 企画費 デマンドタクシー運行事業費、
15目 市民活動費、
18目 災害対策基金費 を除く 人
第9款 消防費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3・36
第10款 教育費
第6項 保健体育費
1 目 保健体育総務費 国民体育大会開催対策費 ・・・・・・ 4・38
第2表 継続費補正 変更 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5 第3表 繰越明許費補正 追加
第 3 衣 「裸越切計負価止」
第9款 消防費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第 4 表 地方債補正 追加 ・・・・・・・・・・・・・ 7
第5表 地方債補正 変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・8
議案第40号 平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)
第1表 歲入歲出予算補正中
歳入 全部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2・14~17
第 3 表 地方債補正 変更 ・・・・・・・・・・・・・ 5
7 2.2 <u>-</u> 2.4 5
○請願・陳情関係
陳情第 1号 新居浜市のロゴの使用中止について